

尾張旭市監査公表第31号

令和7年2月26日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月18日付け6広第65号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

市長公室広報戦略課

監査の指摘事項	措置状況
<p>令和6年度広報誌等配達業務委託契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、市側保有のものには市長印を押印していなかった。 契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項については、市側保有のものに押印し、相手側に押印があることを確認した。 今後は、押印時及び発送時に再度押印されているかを確認するなど、漏れの無い事務を行う。</p>
<p>あさぴー20周年PR業務委託（一者随契）において、見積依頼者が押印した見積書の写しを提出したにすぎないにもかかわらず、当該写しに記載の額で同者と契約を締結していた。 契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項については、受託者から見積書（原本）を受領した。 今後の再発防止に向け、見積書については、複数で確認し、写しであることが疑われる場合は、相手方に確認を行い、必要に応じて再提出を求めることとする。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、尾張旭市ふるさと大使活動業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。</p>	<p>今後の再発防止に向け、見積書及び契約書については、社印等ではなく代表者印の押印があることを複数で確認し、必要に応じて相手方に確認を行う。</p>